

一関市監査委員告示第 13 号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和 5 年 10 月 25 日

一関市監査委員 及 川 弘 人
一関市監査委員 加 藤 伸 弘
一関市監査委員 千 葉 大 作

記

1 監査実施日及び対象

令和 5 年 9 月 25 日（月）

月日	時 間	対 象	監査 区分	被監査者	
				団 体	担当課
9 月 25 日 (月)	午後 1 時 30 分 ～ 2 時 55 分	令和 4 年度 弥栄市民センターの指定管 理者による管理	指定 管理者	弥栄地区まちづくり 協議会	いきがいつ くり課

2 監査の範囲

令和 4 年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状

況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。

- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

監査結果報告書

弥栄市民センター

第1 指定管理の概要

施設名 弥栄市民センター
指定管理者 弥栄地区まちづくり協議会
担当課 いきがいくくり課

- (1) 施設の所在地
一関市弥栄字茄子沢 198-3
- (2) 施設の設置目的
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため
- (3) 施設設置年月日
昭和 24 年 10 月 15 日
- (4) 指定管理者団体指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間
(指定初年度：令和 2 年度)
- (5) 団体選定形態
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無
有
- (7) 令和 4 年度指定管理料
19,474,139 円

第2 監査の結果

令和 4 年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。